

## 考查基準（土木関係）

### 1 第一次評定者および第三次評定者考查基準

評定は、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

### 2 第二次評定者考查基準

#### （1）考查方法

第二次評定者は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

#### （2）評定点範囲

採点表（第二次評定者用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

### 3 減点基準について

減点の評定は減点根拠を明確にし、発注機関内の合意により第二次評定者（（2）イに該当する場合は、第一次、第二次、第三次評定者）が行うものとする。

#### （1）業務遂行中に生じた事由による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考查点	－3点	－5点	－10点	－15点

#### 【適応事例】

- ・ 入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡または承継、公開した。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 一括再委託、請負を行った。
- ・ 打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・ 当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・ 当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ その他（理由： ）

#### （2）業務完了後に生じた事由による減点

ア 成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、契約不適合による履行の追完、代金の減額

または損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう契約不適合とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な履行の追完をいう。また、委託業務等成績評定要領（以下、「要領」という。）第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、要領第9条に定める評定の修正を行うものとする。

別表－2 契約不適合による履行の追完、代金の減額または損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	履行の追完、代金の減額 または損害賠償の実施	故意または重大な過失による履行の追完、 代金の減額または損害賠償の実施
考查点	－10点	－20点

イ アに該当しないが、業務完了後（当該業務の成果物による工事の施工中または完成後を含む）に生じた事由が受注者の責任に起因し、評定を修正する必要があると判断した場合は、その事由をもとに遡って再評定する。

#### 4 「単純調査業務」について

「設計業務等共通仕様書」第1204条および第1205条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。

なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

##### ・ 「単純調査業務」の例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災 環境	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で 規定されている測定業務

5 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

ア 「地質調査、単純調査業務、測量業務」採点表

要領第2条区分1および2に規定する業務並びに要領第2条区分3に規定する業務のうち単純調査業務に適用する。

イ 「調査業務、計画業務」採点表

要領第2条区分3に規定する業務（単純調査業務を除く）に適用する。

ウ 「設計業務」採点表

要領第2条区分3に規定する業務に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記(1)アからウのうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・ 上記(1)アからウの対象部分のどれかが、アにおいては500万円以上、イからウにおいては100万円以上のときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・ 上記(1)アからウの対象部分の複数がアにおいては500万円以上、イからウにおいては100万円以上のときには、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。
- ・ 上記(1)アからウの対象部分のどれもが、アにおいては500万円未満、イからウにおいては100万円未満のときには評定しない。

これらの取扱いは、第一次評定者および第三次評定者で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取扱いや単純調査業務の選定は、第一次評定者が決定する。

6 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

審査項目		業務評定	技術者評定			
			管理または主任	担当(注)	照査	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	20	20	5	
	実施状況の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6	6	6	
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	5	6	7.5		
結果評価	成果物の品質	30	30	30	50	
合計			100	100	100	100

注) 担当技術者は8名までとする。

## 7 業務評価項目

考查項目	細別	(1) 地質調査、単純調査業務、測量作業 (2) 調査業務、計画業務 (3) 設計業務			評定点/ 配点 (基礎点)	
		第一次評 定者	第二次評 定者	第三次評 定者		
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	○	○	○	/ 20 (12.0)
	実施状況 の評価	執行管理	○			/ 5 (3.0)
		品質管理	○		○	/ 20 (12.0)
		業務特性		○		/ 10 (6.0)
		創意工夫	○			/ 4 (2.4)
	説明調整能力の 評価	説明調整能力	○			/ 6 (3.6)
取組姿勢	責任感・積極性・倫理 観		○		/ 5 (3.0)	
結果の評価	成果物の品質	○		○	/ 30 (18.0)	
評定者別評価点 ①		○	○	○	/ 40	
評定者別基礎点 ②		○	○	○	/ 60	
評定者別評定点 (③=①+②)		④	⑤	⑥	/ 100	
業務評定点計 ⑦= (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)		⑦	⑦	⑦	⑦	
⑧事故等による減点 (業務遂行段階を対象とする)					⑧	
⑨その他の減点 ( )					⑨	
⑩総合評定点 ⑩=⑦+⑧+⑨					⑩	
⑪成果物に、受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続に従い、契約不適合による履行の追完、代金の減額または損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)					⑪	
⑫業務完了後に生じた事由による総合評定点の変更⑫=⑦+⑧+⑨+⑪					⑫	

■ は、評価対象外

○ は、評価項目

注1 「担当技術者」は、それぞれ8人までとする。

2 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位までとする。

3 「⑦」「⑩」「⑫」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

8 この基準は、令和3年4月1日以降に完了する委託業務等から適用する。

参考：採点上の補足

1 業務執行に係る過失に伴う減点について

採点表の評価細目で「その他」を選択する場合は、その理由を記載する。

以下、例を示す。

(業務実施上の過失の評価例)

- ・ その他（プロポーザル方式または総合評価落札方式において契約図書に反映された技術提案の実施が不十分であった。）
- ・ その他（監督職員の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

2 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”とは、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（H27.11（平成31年3月一部改定 国土交通省））の標準的な業務内容に応じた発注方式事例に示される「知識」の高い業務または「構想力・応用力」の高い業務を指し、「プロポーザル方式」、「総合評価方式」の範囲に示す業務を参考とする。